

平成23年の尾道 一年を振り返る

- | | | | |
|-------|--------------------------------------|--------|--|
| 1月9日 | 平成23年尾道市消防出初式 | 7月9日 | 第59回本因坊秀策囲碁まつり(～10日) |
| 1月10日 | 平成23年尾道市成人式 | 7月23日 | 希望の灯りまつり・シーサイドパレード |
| 1月13日 | 韓国ドラマ「サイン」尾道ロケ(～15日) | 7月23日 | 因島水軍まつり(8月27日・28日) |
| 1月14日 | 第1回尾道市議会臨時会(～17日) | 7月30日 | おのみち住吉花火まつり |
| 1月16日 | 第2回尾道市公民館交流囲碁大会 | 8月15日 | 御調町夏まつり |
| 2月10日 | 千光寺山ロープウェイ新客車運行開始 | 8月20日 | 瀬戸田町夏まつり |
| 2月11日 | 「おのみちマイ桜」植樹会 | 9月4日 | 尾道市防災訓練 |
| 2月16日 | 第2回尾道市議会定例会(～3月15日) | 9月9日 | 第5回尾道市議会定例会(～21日) |
| 2月26日 | てっぱん感謝祭 | 9月17日 | CYCLE MODE しまなみアイランドライド2011(～18日) |
| 3月17日 | 東日本大震災の被災地支援に取り組むため、
尾道市災害支援本部を設置 | 9月30日 | 第11回瀬戸内しまなみ海道スリーデーマーチ(～10月2日) |
| 3月27日 | 百島診療所開所式 | 10月1日 | 「かわぐちかいじ展」「かわぐちかいじの心」
「尾道マンガ大賞展」開催(～11月27日) |
| 4月10日 | 広島県議会議員一般選挙 | 10月4日 | 第6回尾道市議会臨時会 |
| 4月24日 | 尾道市議会議員一般選挙及び尾道市長選挙 | 10月8日 | 第8回尾道灯りまつり |
| 4月30日 | 第68回尾道みなと祭(～5月1日) | 10月13日 | お蔵出し映画祭2011(～16日) |
| 5月17日 | 第3回尾道市議会臨時会(～18日) | 11月1日 | 尾道ベッチャー祭り(～3日) |
| 6月17日 | 第4回尾道市議会定例会(～28日) | 12月9日 | 第7回尾道市議会定例会(～20日予定) |



尾道市消防出初式
昔使用されていた腕用ポンプで放水実演しました。

希望の灯りまつり
東日本復興支援イベントが各地で
開催されました。



東日本大震災の被災地へ
宮城県などで支援活動を行いました。



千光寺山ロープウェイ
公募によるデザインで客車がリニューアルされました。



かわぐちかいじ展
尾道出身のマンガ作家かわぐちかいじさんの
展覧会が開催されました。



尾道市議会議員・尾道市長選挙
4月27日に平谷市長が初登庁しました。



百島診療所開所
百島町で唯一の診療所が開所しました。



お蔵出し映画祭2011
劇場公開していない映画作品を上映。
グランプリ作品は来年劇場公開予定です。

議会だより

10月臨時市議会

平成23年第6回臨時会は、10月4日に招集され、会期を1日間と決めて審議に入りました。市長からは、1件の報告があり、16議案が提出されました。平成22年度尾道市一般会計等の決算認定の16議案は、決算特別委員会に審査を付託し、閉会中の継続審査としました。

付託された決算認定に係る議案は、すでに付託されている2企業会計の決算認定の2議案とあわせて、10月17日から10月19日まで決算特別委員会を開き審査しました。

■議会の動き

- 10月4日 議会運営委員会
本会議(開会)
会期決定、一般・特別会計
決算等提案(説明・質疑)
決算特別委員会
議会運営委員会
本会議(閉会)
議会改革特別委員会
- 10月17日 決算特別委員会
決算審査(質疑)
- 10月18日 決算特別委員会
決算審査(質疑)
- 10月19日 決算特別委員会
決算審査(質疑・討論・採決)

■上程議案

●決算認定(16件)

◇一般会計

◇特別会計

港湾事業、国民健康保険事業、千光寺山索道事業、駐車場事業、夜間救急診療所事業、公共下水道事業、老人保健事業、介護保険事業、尾道大学事業、漁業集落排水事業、救護施設事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、渡船事業、後期高齢者医療事業

●報告

◇平成22年度各会計における主要な施策の成果等に関する報告について

平成23年第7回定例会審議日程(予定)

- 11月30日(水) 議会運営委員会 10:00
- 12月9日(金) 議会運営委員会 10:00
本会議(開会) 13:30
- 13日(火) 本会議(一般質問) 10:00
- 14日(水) 本会議(一般質問) 10:00
- 15日(木) 総務委員会 10:00
民生委員会(総務委員会終了後)
- 16日(金) 文教委員会 10:00
産業建設委員会(文教委員会終了後)
議会運営委員会
(産業建設委員会終了後)
- 20日(火) 議会運営委員会 10:00
本会議(閉会) 13:30

■議会メモ その17

○決算認定とは

議会が、一会計年度の歳入歳出予算の執行の実績である決算についてその内容を審査し、収入・支出が適法かつ正当に行われたかどうか確認するものです。

審査の結果、法令等の違反など重大な問題が発見された場合など議会としてこれを不認定とすることもあります。もし認定しなかった場合、既に行われた予算執行の効力には何の影響もありませんが、市長の政治的、道義的責任が問われることになります。

決算の認定を受けたときは、市長は認定に関する議決及び監査委員の意見

と併せて県知事に報告し、その要領を住民に公表しなければなりません。

■議会を傍聴してみませんか

本会議や委員会では、条例の制定や改廃、予算など、尾道市をより暮らしやすいまちとするため、市民の皆さんの日常生活に関連するさまざまな問題が審議されています。どなたでも傍聴できますので、気軽にお越しください。

傍聴席は本会議51席(車いす利用者3人分含む)、委員会10席程度です。

○議会を傍聴するには

傍聴を希望する人は、当日、市役所5階の議会事務局までお越しください。受付で住所、名前、年齢を記入していただきます。

■本会議の録画中継をご覧ください

ご家庭のパソコンで本会議の録画中継を見ることができます。忙しくてなかなか時間がとれない人でも気軽にご利用いただけますので、ぜひご覧ください。視聴方法は、尾道市議会ホームページの「本会議録画中継」からご覧になりたい会議名を選んでください。

<http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/www/assembly/index.jsp>

☎ 議会事務局(☎0848-25-7371)



平成24年経済センサスー活動調査を実施します

ピルくんとケイちゃん



経済センサスキャラクター

○平成24年2月1日を調査日として、全国のすべての企業・事業所を対象とした経済センサスー活動調査を実施します。

○調査結果は、各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの地域行政のための基礎資料として活用されます。

○調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いいたします。

詳しくは、総務省のホームページをご覧ください。

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2012/index.htm>

☎ 政策企画課統計係(☎0848-25-7314)

税制改正

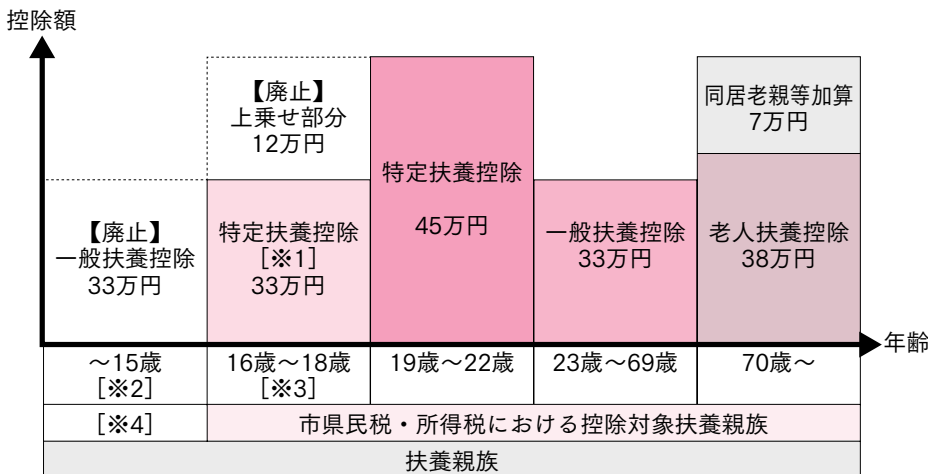
平成24年度の市県民税に適用される、主な改正点は次のとおりです。

改正点 1 年少扶養控除および特定扶養控除の上乗せ部分の廃止

○年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)に係る扶養控除(33万円)が廃止されます。

ただし、市県民税(住民税)の非課税限度額の判定や障害者控除の適用に必要となりますので、年末調整の際に勤務先に提出している「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」や、申告をする人は所得税の「確定申告書」、「市県民税の申告書」で16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)も併せて申告をお願いします。

○16歳以上19歳未満の特定扶養親族に対する、扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除額が33万円になります。



- ※ 1 16歳以上19歳未満の特定扶養控除は、一般扶養控除へ移行します。
- ※ 2 平成8年1月2日以降に生まれた人
- ※ 3 平成5年1月2日~平成8年1月1日に生まれた人
- ※ 4 16歳未満の扶養親族で障害者の人は、年末調整または申告することで障害者控除が適用されます。

改正点 2 同居特別障害者加算の特例の改組

扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合、これまで同居特別障害者の加算控除額(23万円)は扶養控除の額に加算されてきましたが、年少扶養親族(16歳未満)に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者の障害者控除(30万円)の額に23万円を加算する措置に改められます。

区 分	控除額(改正前)	控除額(改正後)
控除対象配偶者及び扶養親族に対する障害者控除		
・一般の障害者	26万円	26万円
・特別障害者(同居でない)	30万円	30万円
・同居特別障害者(新設)	—	53万円
同居特別障害者の配偶者控除・扶養控除加算	23万円	—

改正点 3 寄附金控除

寄附金税額控除の適用下限額(寄附額から差し引く金額)が、5千円から2千円に引き下げられます。

公的年金所得者の確定申告手続の簡素化

年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告書を提出する必要がなくなります。(平成23年分以後の所得税について適用されます。)

ただし、次の点にご注意ください。

注意1: 医療費控除を加えるなどし、所得税の還付を受ける場合は、公的年金等に係る雑所得以外の20万円以下の所得も含めて確定申告をする必要があります。

注意2: 公的年金等以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告が不要の場合でも、市県民税(住民税)の申告は必要です。

申告相談時期について

申告期間は、平成24年2月16日(木)~3月15日(木)ですが、一部地域では2月上旬に申告相談を行いますので準備等をお早めにお願ひします。市内各地域の日程は、広報おのみち1月号でお知らせします。

市県民税課(☎0848-25-7154) / 因島瀬戸田税務課(☎0845-26-6227)

固定資産税等

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日(「賦課期日」といいます。)現在の所有者に課税されます。

固定資産を売買・相続等した場合は、早めに法務局で所有権移転登記の手続きをお願いします。年内に所有権移転登記を済ませたときは、来年度からその登記名義人(所有者)に課税されます。賦課期日を越えると、旧登記名義人(旧所有者)に課税されます。

固定資産の所有者が亡くなられた場合、相続登記が完了するまでの間は、相続人の中から納税通知書等の書類を受け取る代表者を届け出ていただく必要があります。

また、今年の1月2日以降に、固定資産の内容・住所等に異動があった場合にもご連絡をお願いします。

☎資産税課土地係(☎0848-25-7162)
家屋係(☎0848-25-7164)
因島瀬戸田税務課資産税係
(☎0845-26-6228)

事業をしている皆さん～償却資産の申告を

固定資産とは、土地、家屋および償却資産を総称したものであり、固定資産税は、土地、家屋の所有者だけでなく、償却資産の所有者にも課税されます。

そのため、毎年1月1日(賦課期日)現在、市内で事業をしている個人または法人は、償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。

平成24年度の「償却資産申告書」を12月中旬に発送しますので、「申告の手引き」を参照いただき、申告書を作成のうえ、平成24年1月31日(火)までに提出してください。なお、償却資産をお持ちで申告書が届かない人、新たに償却資産の申告が必要な人はご連絡ください。

【償却資産とは】土地および家屋以外の事業用の資産(構築物、機械および装置、船舶、車両運搬具、工具器具および備品等)で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金や必要な経費に算入されるものをいいます。
※償却資産の申告について、ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

☎資産税課家屋係(☎0848-25-7164)

消費生活緊急情報～登録したアドレスにメールを配信します～

尾道市消費生活センターでは、消費者トラブルを未然に防ぐことを目的として、携帯電話やパソコンへの消費生活緊急情報メール配信サービスを開始します。

これは、事前に登録していただいたメールアドレスに、いち早く消費生活緊急情報を配信するものです。

【利用方法】

[1] ◆携帯電話にQRコード(2次元バーコード)読み取り機能がある場合

右のQRコードを読み取り、表示された宛先に空メールを送信してください。

◆QRコード(2次元バーコード)読み取り機能がない携帯電話やパソコンの場合

宛先「cfm@io.dataeast.jp」 題名「s-onomichi」と入力後、空メールを送信してください。

[2] メール送信後、登録案内メールが返信されます。内容を確認のうえ、指示に従って希望する配信情報を登録してください。

[3] 登録完了メールを受信したら登録完了です。
※ある程度時間が経過しても登録案内メールが返信されない場合は、送信したメールの題名が空白になっていないか、または、携帯電話機等の受信許可設定(迷惑メール防止)の確認を行い、再度、空メールを送信してください。

※本サービスのドメインは「@io.dataeast.jp」です。

【QRコード】



☎尾道市消費生活センター
(☎0848-37-4848)



電話予約で住民票・印鑑証明書が

平日夜間や休日に受け取れます

昼間に窓口に来るのが難しい皆さんに、利用していただける方法です。

予約場所 本庁市民課、因島総合支所、御調・向島・瀬戸田支所

対象 住民票、印鑑証明書

予約者 証明書に記載された本人か本人と同一世帯の人

受取者 予約者か予約者と同一世帯の人で予約者が指定した人

予約方法 受取希望当日(※受取希望日が休日の場合は、その直前の開庁日)の8:30～17:00に受取をする場所(右記予約先)へ電話

受取場所 予約した場所の警備室

受取時間 平日/17:30～21:00

休日/9:00～17:00の希望の時間

受取に必要なもの

①受取者の本人確認書類(※顔写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等、官公署が発行した写真付きの書類)(お持ちでない場合は利用できません。)

②印鑑証明書の場合は、証明する人の印鑑登録証(カード)

☎市民課(☎0848-25-7102)

因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)

御調支所住民課(☎0848-76-2111)

向島支所住民福祉課(☎0848-44-0110)

瀬戸田支所住民福祉課(☎0845-27-2211)



保育所(園)・認定こども園の入所(園)見募集

保育所(園)入所対象

- 市内在住の児童で、保護者や同居の親族のいずれもが次の事情により児童を保育できない場合に対象となります。
- ①日常、仕事をしている(家事、ボランティア活動、金銭の受け取りを伴わない仕事等は除く)
 - ②妊娠中または産後間がない(入所日を基準として産前2カ月、産後6カ月)
 - ③病気、ケガまたは心身に障害を持っている
 - ④常時、同居親族などの介護をしている
 - ⑤災害の復旧にあたっている
 - ⑥その他(学生・求職活動中など)

認定こども園入園対象

- 市内在住の児童で、長時間保育(保育所機能)と短時間保育(幼稚園機能)の選択により対象児童が異なります。
- 長時間保育(保育所機能)：保育所(園)入所対象を参照
 - 短時間保育(幼稚園機能)：3歳以上(平成24年4月1日年齢)であれば基準なし

入所(園)申込方法

各保育所(園)・各認定こども園申込書類は、それぞれの施設でお渡しします。

申込方法 1月6日(金)までに、第1希望の保育所(園)へ申込

受付時間 平日9:00~16:00(土曜日は9:00~12:00)

※日・祝日、12月29日(木)~1月3日(火)を除く

★産後休暇や育児休業を取得し、平成24年度中に職場復帰が確定している人に限り、この期間内に申込することができます。(ただし、入所は職場復帰日の1カ月前からになります。)

保育料

保育所(園)、認定こども園(長時間保育)は、扶養義務者の所得税等により決定。認定こども園(短時間保育)は、月額9,300円(給食費含む。ただし、主食の米代・パン代は別途必要)

☎各保育所(園)、子育て支援課(☎0848-25-7114)
因島福祉課(☎0845-26-6210)

保育所(園)名	全 体 定 員	募 集 予 定 員	所 在 地	開 所 時 間	保 育 年 齢	保 育 サ ー ビ ス			電 話 番 号
						障 害	一 時	延 長	
るり保育所	110	62	東久保町20-14	7:30~18:00	6カ月~5歳	○	○	○	0848-37-8776
長江保育所(※)	60	52	東土堂町19-3	7:30~18:00	1歳~5歳			○	0848-22-8834
のぞみが丘保育所	120	17	栗原町1526-1	7:30~18:00	6カ月~5歳			○	0848-23-6302
北久保保育所	60	若干名	防地町26-27	7:30~18:00	6カ月~5歳	○		○	0848-37-8635
西藤保育所	90	若干名	西藤町1584-1	7:30~18:00	6カ月~5歳		○	○	0848-55-6920
向東保育所	90	55	向東町12323-2	7:30~18:00	1歳~5歳	○		○	0848-44-2498
栗原保育園	120	30	栗原東二丁目4-32	7:30~18:00	6カ月~5歳	◆	○	○	0848-22-2566
吉和保育園	90	若干名	沖側町5-9	7:30~18:00	8週~5歳	◆	○	○	0848-22-5538
友愛保育園	60	若干名	手崎町1-28	7:30~18:00	6カ月~5歳		○	○	0848-22-8646
山波保育園	60	若干名	山波町1256	7:30~18:00	6カ月~5歳	◆	○	○	0848-37-5522
御調中央保育所	90	21	御調町花尻94	7:30~18:00	6カ月~5歳	○	○	○	0848-76-0044
御調西保育所	60	25	御調町丸門田1484-1	7:30~18:00	1歳~5歳	○		○	0848-76-1980
めぐみ保育園	45	若干名	御調町本750-1	7:30~18:00	6カ月~5歳	◆		○	0848-76-0401
江奥保育所	60	33	向島町1744-6	7:30~18:00	6カ月~5歳	○		○	0848-44-0444
歌島中央保育所(※)	120	34	向島町5931	7:30~18:00	6カ月~5歳	○	○	○	0848-44-1445
歌島西部保育所(※)	90	38	向島町7948	7:30~18:00	6カ月~5歳	○		○	0848-44-2359
みゆき保育所	90	51	向島町11231-1	7:30~18:00	6カ月~5歳	○		○	0848-44-0846
土生保育所	90	56	因島土生町1738-2	7:30~18:00	6カ月~5歳	○	○	○	0845-22-0967
田熊保育所	90	48	因島田熊町1960	7:30~18:00	6カ月~5歳	○		○	0845-22-0481
外浦保育所	60	26	因島外浦町62	7:30~18:00	1歳~5歳	○		○	0845-24-0218
西浦保育所	120	54	因島中庄町2077-5	7:30~18:00	6カ月~5歳	○		○	0845-24-2581
大浜保育所	30	若干名	因島大浜町1691-3	7:30~18:00	1歳~5歳	○		○	0845-24-0425
たちばな保育園	30	13	瀬戸田町名荷3508-2	7:30~18:00	6カ月~5歳	◆			0845-27-0410
北保育園	40	15	瀬戸田町林1556-2	7:30~18:00	6カ月~5歳	◆			0845-27-0651
大慈保育園	30	若干名	瀬戸田町宮原414	7:30~18:00	8週~5歳	◆		○	0845-28-0610
こぞくら保育園	80	16	瀬戸田町沢8	7:30~18:00	6カ月~5歳	◆			0845-27-1788
浦崎認定こども園	90	26	浦崎町2822	7:30~18:00	6カ月~5歳	○	○	○	0848-73-2004
三庄認定こども園	110	46	因島三庄町2096-2	7:30~18:00	6カ月~5歳	○	○	○	0845-22-0386

- ◎保育年齢は平成24年4月1日の満年齢です。「6カ月~」とは「生後6カ月を経過してから」、「8週~」とは「生後8週間を経過してから」を意味します。
- ◎保育サービス欄に○のある保育所(園)では、その保育サービスを実施しています。
- ◎申込状況により、希望保育所(園)以外へ入所していただくことや、入所待ちとなる場合があります。
- ◎※の長江保育所、歌島中央保育所、歌島西部保育所は、平成25年3月31日で閉所の予定ですが、閉所までの間も募集を行います。
- ◎障害児保育を実施している保育所(園)では、障害のある保育可能な児童も保育します。ただし、職員配置・施設設備および保育所(園)の状況等の関係で、入所(園)が難しい場合があります。その場合は、別の保育所(園)への異動をお願いすることがありますのでご了承ください。特に◆の保育園は相談が必要です。入所申込時に障害者手帳の写し等、障害の状況がわかるものを提出してください。

放課後児童クラブ

利用希望者を募集します

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全育成を目的に、放課後児童クラブを実施しています。

平成24年度の放課後児童クラブの利用を希望する人は、必要書類を提出してください。

対象 市内の小学校に在学する1年生～3年生の児童

開設(利用)期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日

開設日時

○月～金曜日までの学校登校日(通常日および短縮授業日等) ●放課後～18:00

○土曜日(久保・栗原・山波・吉和・向島中央・御調中央・因北・田熊・瀬戸田で開設予定) ●8:30～18:00

※利用希望者が5人未満の場合は開設しない場合があります。

○長期休業日、学校行事振替休業日 ●8:30～18:00

開設しない日

土曜日(土曜日開設クラブを除く)・日曜日・祝日・盆休み・年末年始・市が特に必要と認めた日(※放課後児童クラブにより開設日が異なる場合があります。)

利用料(全クラブ共通)

月～金曜日利用(登録)児童一人当たり 月額3,000円
(8月分は月額4,000円)

月～土曜日利用(登録)児童一人当たり 月額4,500円
(8月分は月額5,500円)

※利用料のほか、スポーツ安全保険掛金、おやつ代、運営費などがかかります。

申込書の配布・受付期間

受付期間 12月9日(金)～1月12日(木)

※土・日・祝日、年末年始(クラブは12月29日～1月5日)を除く

※平成24年度中に放課後児童クラブを利用する希望者は、全員この期間中に申請してください。

配布場所 各放課後児童クラブ、子育て支援課(市役所3階)、因島総合支所因島福祉課、御調支所住民課、向島支所住民福祉課、瀬戸田支所住民福祉課

受付場所 各放課後児童クラブ、子育て支援課、因島総合支所因島福祉課

(※御調・向島・瀬戸田支所では受付はしていません。)

提出書類 利用申込書、就労証明書など各種証明書、その他市が必要と認める書類

☎子育て支援課(☎0848-25-7215)

☎因島福祉課(☎0845-26-6210)

☎子育て支援課(☎0848-25-7215)

名称	開設場所	電話番号	定員	対象校
吉和放課後児童クラブ	吉和小学校内	0848-23-5301	90	吉和小
栗原放課後児童クラブ	栗原小学校内	0848-23-3932	90	栗原小
栗原北放課後児童クラブ	栗原北小学校内	0848-23-9230	45	栗原北小
向東放課後児童クラブ	向東小学校内	0848-45-3321	45	向東小
山波放課後児童クラブ	山波小学校内	0848-37-3170	45	山波小
久保放課後児童クラブ	久保小学校内	0848-37-2607	45	久保小
日比崎放課後児童クラブ	平原コミュニティセンター内(平原4丁目2-37)(予定)	0848-23-3953	45	日比崎小
御調中央放課後児童クラブ	市公民館内	0848-76-2370	45	御調中央小
向島中央放課後児童クラブ	向島中央幼稚園内	0848-20-6287	135	向島中央小、高見小、三幸小
高須放課後児童クラブ	大田人権文化会館内(高須町1519-1)(予定)	0848-47-6630	45(予定)	高須小

☎因島福祉課(☎0845-26-6210)

名称	開設場所	電話番号	定員	対象校
土生放課後児童クラブ	土生小学校内	0845-22-2141	45	土生小
田熊放課後児童クラブ	田熊小学校内	0845-22-0623	45	田熊小
因北放課後児童クラブ	因北小学校内	0845-24-0388	45	因北小
三庄放課後児童クラブ	三庄小学校内	0845-22-1513	25	三庄小
重井放課後児童クラブ	重井小学校内	0845-25-0161	45	重井小
瀬戸田放課後児童クラブ	瀬戸田市民会館内	0845-27-2454	45	瀬戸田小、南小

※開設内容を一部変更する場合があります。
※近年の傾向として、どのクラブも利用希望者が多いため、ご希望に添えないことがあります。

子ども手当の手続きはお済みですか?～まだの人はお急ぎください～

これまで子ども手当を受けていた人も申請が必要です。

①これまで子ども手当を受けていた人

申請書は郵送しています。まだ手続きが済んでいない人は、至急手続きをしてください。12月中に手続きが完了すれば、2月の振込みに間に合います。※子どもを養育しなくなった場合(離婚、離婚協議中で子どもと別居、子どもが児童福祉施設等に入所など)は、至急ご連絡ください。

②新たに子どもが生まれた人、転入した人

出生(転入)日から必ず15日以内に申請窓口で手続きをしてください。

【必要なもの】印鑑、保護者の通帳、健康保険証

③転出する人

転出する人も、申請書を提出してください。

※公務員は職場で手続きをしてください。

※離婚協議中で両親が別居している場合、子どもと同居し養育している人が優先して手当を受けられるようになりました。詳しくはお問い合わせください。

申請窓口 子育て支援課、各支所

☎子育て支援課児童福祉係(☎0848-25-7113)

DV(ドメスティック・バイオレンス)防止啓発DVDの貸出

近年増加傾向にある親しい間柄の男女間での暴力「DV」について、認識を深めていただくため、市では防止啓発DVD(約13分)を作成し、無料で貸出を行います。

相談の方法など分かりやすい内容となっていますので、ご覧いただき、一人ひとりがお互いを認め合い、尊重できる関係づくりに役立てていただきたいと思います。ぜひご利用ください。

☎社会福祉課(☎0848-25-7122)